

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 29 年 8 月 28 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1700098号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第1700014号

第1 結論

昭和61年4月から平成2年6月までの請求期間、平成2年9月の請求期間及び平成3年8月から平成4年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 昭和61年4月から平成2年6月まで
② 平成2年9月
③ 平成3年8月から平成4年3月まで

昭和61年3月末で会社を退職後に国民年金の加入手続をし、その後半年間海外留学をした。同年10月頃に帰国し派遣社員として働いたが、年金については空白期間がない方がいいと思い、同年4月まで遡って国民年金保険料を納付したはずである。その後うっかり1、2か月未納ができてしまったことを覚えているが、派遣社員として勤務している期間については、平成4年に海外に行くまで国民年金保険料を納付し続けていたことを覚えている。未納期間があることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、会社を退職後に国民年金の加入手続をした後、半年間海外留学をし、帰国後の昭和61年10月頃から派遣社員として働いたが、年金については空白期間がない方がいいと思い、同年4月まで遡って国民年金保険料を納付したはずである。その後うっかり1、2か月未納ができてしまったが、派遣社員として勤務している期間については、平成4年に海外に行くまで保険料を納付し続けていたことを覚えているとしている。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期及び請求者の国民年金被保険者の資格取得処理日から平成2年7月頃に払い出されたものと推認され、このときに初めて、請求者の国民年金の加入手続が行われ、昭和61年3月21日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものであることから、当該払出時点では、請求期間①のうち、昭和61年4月から昭和63年5月までの期間は、時効により既に国民年金保険料を納付できない期間である上、請求期間①のうち、昭和63年6月から平成2年3月までの

期間については過年度納付、平成2年4月から同年6月までの期間については現年度納付が可能な期間であり、過年度納付及び現年度納付を行う場合の国民年金保険料納付書の発行及び保険料納付の方法等が異なるが、請求者は当該期間の納付方法等について具体的な記憶はなく納付状況が不明である。

また、請求期間②については、現年度納付が可能な期間であるが、請求者は、海外から帰国後に1、2か月未納ができてしまったことを記憶しており、その時期が請求期間②であったと考えられると陳述している上、当該期間の国民年金保険料納付についての記憶はなく、当時の納付状況が不明である。

さらに、オンライン記録によると、請求者がA国へ出国した平成4年4月以降の平成6年2月4日付けで請求者に対して過年度納付書が作成されており、当該過年度納付書は、その作成時点で時効となっていない請求期間③のうち、平成4年1月から同年3月までの過年度納付書と考えられることから、当該納付書作成時点まで、請求期間③の国民年金保険料は納付されていなかったと考えられる上、当該納付書作成時点では、平成3年8月から同年12月までの期間は既に時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、前記の内容から、請求期間③のうち、平成4年1月から同年3月までの国民年金保険料納付については、平成6年2月4日以降となり、請求者は既に海外在住者であり、日本年金機構によると、国民年金保険料納付書の海外送付は行っておらず、例外的に国内に協力者がいる場合のみ、協力者宛に納付書を送付することは考えられると回答していることを踏まえると、請求者が上記の過年度納付書で国民年金保険料を納付する場合は、協力者を指定した上で保険料を納付することとなるが、請求者の姉も年金関係の協力を請求者から依頼されたことはなかったとしていることから、請求者が当該期間の保険料を納付したとは考え難い。

そのほか、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出検索を行ったが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者が、請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。